



第4章 協働のまちづくりを進めるために ～行政の役割～

市民と行政が協働してまちづくりを進めていくためには、その担い手の支援や環境整備に関わる施策の実施や、行政自体の体制の整備等が必要です。この章では、協働を進める上で行政として行うべき役割を示します。

1 協働と行政の役割

協働は決して行政が役割を放棄することではありません。これまで行政が行う公共サービスの「受け手」であった市民を、サービスを創り・参加し・担っていく主体として位置づけ、いわば「まちづくりは市民が主役である」という住民自治の原点に立ち返ることです。

従って、行政は、「公共サービスを提供する」という役割から、「より効果的な公共サービスが提供できるように、多様な市民が力を合わせて担っていけるような条件を整備する」役割へと変化していくことが求められます。複雑化する市民ニーズと地域課題の解決に対して、限りのある財源の中で豊明市全体としてどのようにサービスを提供することが市民にとって有効なのかを考え、条件を整備することが今後の行政の仕事になるのです。

2 協働を進めるための施策

市民一人ひとりが持てる力を発揮し、協働して公共的サービスの充実に取り組むことができるよう、協働の環境整備、地域コミュニティ支援、市民活動支援という3つの方向から協働を支える環境づくりを積極的に行っていきます。

(1) 協働のまちづくりをすすめるために ~協働の環境整備~

すべての市民が共にまちについて考え、共に行動する、協働のまちづくりのための環境を整備していきます。

市民が主役のまちづくりに向けて

協働のまちづくりに関する基本理念や、市民と行政の果たすべき役割と責任を明らかにし、市民による自発的な活動や様々な公益活動によって市民が主役のまちづくりをすすめていくための「よりどころ」となる条例を制定していきます。

また、市民公益活動が自発的、自主的であることを基本としながらも、公益的な活動に関する感性が磨かれたり、まちへの愛情や興味を深め、活動の実践をとおして、その意義や楽しさを実感できるような機会を提供し、まちづくりの担い手を発掘・育成する総合的な環境整備に努めます。

主な施策

協働のまちづくりに関する条例の制定
ふるさと愛の醸成と参加のきっかけづくり

安心して活動できるように

市民活動が活発になり、その領域が広がれば、活動中の事故など、賠償責任を問われるケースも出てくるのが考えられます。市民が安心してボランティアをはじめ、市民公益活動に参加できるよう市民公益活動保険制度の充実を図ります。

主な施策

市民活動総合保険制度の充実

市民の力を活かした市政にかわるため

協働のまちづくりを進めるためには、まず行政が変わらなくてはなりません。市民の力を活かした行政運営へと転換していくため、庁内の環境整備を行います。職員は地域課題を的確に捉え、協働による解決方法を常に念頭におき、効果的に事業を組み立てていきます。

また、市民協働の対象となる事業の範囲を明らかにし、市民協働を推進するための仕組みを整備します。

主な施策

- 市政の積極的な情報公開
- 職員の意識改革
- 民間活力の導入
- 市民参画制度の充実
- 協働を動かし、振り返るしくみ

(2) イキイキとした地域づくりのために ~地域コミュニティ支援~

まちづくりの基礎である、区・町内会などの地域コミュニティの力を高め、地域の特色を活かした住民主体のまちづくりをすすめていきます。

魅力ある活動づくりのために

一律横並びのまちづくりではなく、それぞれの地域の実情に応じたまちづくりを進めることができるよう、地域づくりの視点に立った魅力的な地域自治活動を促進するための環境整備を行います。

主な施策

助成金制度の整備
地域の情報発信支援

組織を強化するために

地域住民自らがより多くの住民の理解と参加を得て、地域活動に取り組んでいけるよう、行政は地域を支援するかたちで、自治活動組織の強化を図り、将来にわたって持続可能な組織基盤づくりを行います。

主な施策

活動拠点の整備
運営費支援
コミュニティリーダーの育成

地域自治をすすめるために

組織間で横断的に相互協力ができる体制を整備するとともに、地域住民自らが描く理想的なまちづくりができるよう、住民主体のまちづくりを後押しする制度を**検討**し、分権社会に対応した地域自治への環境整備を行います。

主な施策

地域自治のありかたの検討
地域自治モデル地区

(3) ゆたかな市民活動を広げるために ~市民活動支援~

わたしたち一人ひとりの生活をよりよいものにしていこうという、身近な生活感覚の中から生まれる自主的な公益活動によりゆたかなまちづくりを広げていきます。

活動や組織の活性化のために

市民活動団体が活動するための基盤づくりを支援し、活動がしやすく、また発展できるよう環境整備を行います。

主な施策

- 活動拠点の提供
- 立ち上げ支援
- 市民提案型事業の推進
- 税制優遇制度
- 人材の発掘・育成

情報の発信と共有のために

市民活動についての情報を市民が容易に入手し、関心を高めることができるよう情報発信を強化するとともに、市民活動に役立つ情報を積極的に提供します。

また、市民活動団体の相互のネットワークを強化し、活動の活性化を図ります。

主な施策

- 市民活動団体の情報発信
- 市民活動支援情報の提供
- 交流の機会の提供